

# 証券取引法等の一部を改正する法律

(平成一五年五月三〇日法律第五四号)

## 一、提案理由(平成一五年五月七日・衆議院財務金融委員会)

竹中国務大臣 ただいま議題となりました証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、内外の金融情勢の変化に対応し、我が国の証券市場において、間接金融から直接金融へのシフトに向けて個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備など、構造改革の促進を図るため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、投資家が証券取引を行うことのできる店舗の拡充・多様化を図るため、証券会社等の委託を受けて証券取引の仲介を行う証券仲介業制度を創設するほか、協同組織金融機関が有価証券の売買等に係る書面取次業務を営むことができるよう所要の措置を講ずることとしております。

第二に、証券会社や投資信託委託業者等の信頼性を向上させるため、これらの総株主の議決権の二〇%以上を保有している者に対し、その適格性を確認するための制度を導入することとしております。

第三に、証券会社の資産管理・運用サービスの円滑な提供を可能とするため、証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制を適正化する措置を講ずることとしております。

第四に、我が国取引所について、国際競争力を強化し、取引の流動性を向上させるため、取引所の持ち株会社制度を新設するとともに、外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告(平成一五年五月一三日)

小坂憲次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の金融情勢の変化に対応し、間接金融から直接金融へのシフトに向けて個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備などを行い、我が国証券市場の構造改革を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、証券会社等の委託を受けて証券取引の仲介を行う証券仲介業制度を創設するほか、協同組織金融機関が有価証券の売買等に係る書面取り次ぎ業務を営むことができることにしております。

第二に、証券会社等の議決権の二〇%以上を保有している主要株主について、その適格性を確認するための制度を導入することにしております。

第三に、証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制を適正化することにしております。

第四に、取引所の持ち株会社制度を新設するとともに、外国証券業者等が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できるよう、制度の整備を図ることしております。

本案は、去る五月六日当委員会に付託され、翌七日竹中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人の意見聴取を含めた審査を行い、同月九日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院財務金融委員長報告（平成一五年五月二三日）

柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社等についても主要株主に関する制度の整備を行うほか、証券取引所等について持ち株会社制度及び外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、証券仲介業制度の導入が証券市場の活性化に及ぼす効果、証券取引所等の提携・再編の可能性、証券市場の公正性及び透明性確保に向けた監視体制の強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し池田幹幸委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。